

参 考 資 料 ②

< 地方税財政に関する調査・アンケート結果について >

(地方税財政常任委員会)

公共施設等適正管理推進事業債の活用状況及び潜在的事業等について

令和2年度の活用状況について

(単位:100万円)

| 対象事業の区分 | 団体数 | 起債対象 事業費 | 内訳 | | |
|-----------------|-----|-------------|---------|-------|--------|
| | | | 特定財源 | | 一般財源 |
| | | | 公適債 | その他特財 | |
| 1 集約化・複合化事業 | 17 | 20,136 | 16,475 | 1,844 | 1,817 |
| 2 長寿命化事業 | 45 | 155,687 | 135,621 | 7,524 | 12,542 |
| 3 転用事業 | 2 | 385 | 338 | 31 | 16 |
| 4 立地適正化事業 | 1 | 2,119 | 1,907 | 0 | 212 |
| 5 ユニバーサルデザイン化事業 | 29 | 11,552 | 10,337 | 256 | 959 |
| 6 除却事業 | 37 | 20,875 | 18,694 | 58 | 2,123 |
| 合 計 | 131 | 210,754 | 183,372 | 9,713 | 17,669 |

令和3年度の活用見込みについて

(単位:100万円)

| 対象事業の区分 | 団体数 | 起債対象 事業費 | 内訳 | | |
|-----------------|-----|-------------|---------|--------|--------|
| | | | 特定財源 | | 一般財源 |
| | | | 公適債 | その他特財 | |
| 1 集約化・複合化事業 | 14 | 30,303 | 22,609 | 6,518 | 1,176 |
| 2 長寿命化事業 | 46 | 170,432 | 144,382 | 11,452 | 14,598 |
| 3 転用事業 | 1 | 2,288 | 2,020 | 266 | 2 |
| 4 立地適正化事業 | 1 | 3,222 | 2,900 | 0 | 322 |
| 5 ユニバーサルデザイン化事業 | 29 | 8,146 | 7,171 | 189 | 786 |
| 6 除却事業 | 39 | 24,581 | 19,403 | 2,938 | 2,240 |
| 合 計 | 130 | 238,972 | 198,485 | 21,363 | 19,124 |

事業期間終了後(令和4年度以降)の潜在的事業について

(単位:100万円)

| 対象事業の区分 | 団体数 | 起債対象 事業費 | うち 公適債 |
|---------------------------------|-----|-------------|-----------|
| 1 集約化・複合化事業 | 11 | 56,351 | 45,848 |
| 2 長寿命化事業 | 43 | 1,567,113 | 1,376,802 |
| 3 転用事業 | 0 | 0 | 0 |
| 4 立地適正化事業 | 0 | 0 | 0 |
| 5 ユニバーサルデザイン化事業 | 18 | 24,577 | 22,053 |
| 6 除却事業 | 26 | 43,703 | 39,219 |
| 合計 | 98 | 1,691,744 | 1,483,922 |
| 7 その他 ※現在の対象事業になっておらず、拡充を希望する事業 | 26 | 400,580 | 322,978 |

【拡充希望の理由、意見、拡充希望事業等(主なもの)】

- ・公共施設にとどまらず、多くの住民が利用する警察署、保健所、福祉事務所等の公用施設(行政系施設)についても、老朽化対策が必要な状況であり、今後の大きな財政負担が見込まれることから、長寿命化を推進する上でも、対象事業の拡充を図る必要があるため。
- ・道路機能を維持するために必要不可欠であり、また、自動運転機能の拡充に伴い重要度が増している道路区画線の保守事業を対象事業に拡充して欲しい。
- ・一律の面積要件で非該当となる場合があることから、都市公園施設の整備に関し、対象要件の緩和が必要。
- ・県管理の空港を対象施設に追加して欲しい。

「地方拠点強化税制」の継続・拡充①

- 令和3年3月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都府県に対してアンケートを実施
- 全18団体からの回答結果をとりまとめ

1 制度の継続等について

- ・ 現行制度を拡充して継続すべき
- ・ 現行制度のままで継続すべき
- ・ 現行制度を縮小して継続すべき
- ・ 適用期限の到来をもって廃止すべき
- ・ その他

主な意見

- 17 0 0 1 0
- 【拡充して継続】
 - ・ 移転先までの距離に応じた優遇制度の創設など現行制度の拡充を進め、国と一体となった取組の強化が必要。
 - ・ 新型コロナ禍を受け、企業の地方分散の動きがようやく強まり始めた。この機を捉え、地方分散をさらに加速化していく必要がある。
 - ・ 支援対象地域を東京23区以外の大都市圏も含む制度拡充を求めるべき。
 - 【期限到来をもって廃止】
 - ・ 地方創生を推進するためには、東京の活力向上も含めた「日本全体の発展」を目指し、魅力を高めていくことが極めて重要である。

2 制度の更なる拡充等について

(1) 支援対象となる施設の拡充について

| | 移転型 | 拡充型 |
|---------------------------|-----|-----|
| ・ 対象施設を追加すべき | 13 | 13 |
| ・ 対象施設を維持すべき (現行制度どおり) | 3 | 3 |
| ・ 対象施設を削減すべき | 0 | 0 |
| ・ その他 | 1 | 1 |

主な意見

- 【追加】
 - ・ 職員住宅・社員寮、託児施設、福利厚生部門等を追加すべき。
 - ・ 特定業務施設にシステム開発、インターネット付随サービス等を追加すべき。
 - ・ 本社に隣接する基幹工場等は、本社機能と生産機能との連携が不可欠であり、一体的な施設として対象にすべき。
 - ・ 地方活力向上地域の指定に際して、町丁目のみならず、地番まで詳細に指定することが求められており、より広域的な指定を可能とすること。
- 【その他】
 - ・ 現行制度の効果検証等が必要。

「地方拠点強化税制」の継続・拡充②

2 制度の更なる拡充等について

(2) 「施設整備計画」認定要件となる常時雇用する従業員数の増加要件について

| | 移転型 | 拡充型 | 主な意見 |
|------------------------|-----|-----|--|
| ・要件を緩和すべき | 13 | 6 | 【緩和】 ・増加従業員数要件を緩和すべき。 ・移転型における転勤者要件はハードルが高いため、見直しや廃止を。 ・移転型において23区以外の大都市圏からの転勤者も対象に。 ・過疎地域における増加従業員数要件を緩和すべき。 ・企業では合理化を行い事業を実施している状況等を考慮し、移転型は増員要件を廃止、拡充型は増員要件を緩和すべき。 ・本社機能移転が経営合理化の面から実施されることを踏まえ、要件を移転先の従業員数の増加のみとするべき。 ・従業員の少ない企業や研究・開発型企業においては、企画部門と営業部門の未分化や研究開発部門と製造部門の一体化が顕著であり、現行の特定業務施設の範囲では捉えきれないことから、工場等を対象施設に追加すべき。 【維持】 ・支援対象業務が拡充されるのであれば、現行要件は適当。 【その他】 ・現行制度の効果検証等が必要。 |
| ・要件を維持すべき (現行制度どおり) | 3 | 10 | |
| ・要件を強化すべき | 0 | 0 | |
| ・その他 | 1 | 1 | |

(3) 雇用促進税制における増加雇用者一人当たりの税額控除額について

| | 移転型 | 拡充型 | 主な意見 |
|---------------------------|-----|-----|---|
| ・税額控除額をさらに増額すべき | 10 | 11 | 【増額】 ・オフィス減税との併用を可能とすること。 ・税額控除額の拡大、拡充型を移転型と同等まで増額。 ・過疎地域における税額控除額をさらに増額すること。 ・雇用促進税制の上限額見直し等により、魅力ある制度に。 【維持】 ・税額控除額は現在のみで十分と考える。 ・税額控除の増額ではなく、移転型は常用雇用者数の増加要件を廃止、拡充型は緩和することが必要。 【その他】 ・現行制度の効果検証等が必要。 |
| ・税額控除額を維持すべき (現行制度どおり) | 3 | 3 | |
| ・税額控除額を減額すべき | 0 | 0 | |
| ・その他 | 4 | 3 | |

「地方拠点強化税制」の継続・拡充③

(4) その他意見 (主なもの)

【制度の継続賛成】

- ・立地が見込まれる地域を限定することは困難であることから、要件の緩和や指定範囲の拡大等、柔軟な運用を認めること。
- ・雇用促進税制の手続きが非常に煩雑なため、企業にとってより活用しやすいものにする。
- ・雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業員の増加数を引き下げるなど要件を見直すこと。(大企業、中小企業とも2人以上 → 中小企業は1人以上)
- ・全般に制度の簡素化が必要。現行制度は企業の事務負担にメリットが見合っていない。
- ・様々な雇用形態を考慮した制度設計とすること。
- ・移転型や拡充型の地域指定要件の緩和。コロナ禍を踏まえ、産業集積要件を緩和する等、時代の潮流に合わせた要件とすること。

【制度の継続反対】

- ・地方創生を推進するためには、東京の活力向上も含めた「日本全体の発展」を目指し、魅力を高めていくことが極めて重要である。

「地方拠点強化税制」の実績

○ 令和3年3月 全都道府県に対して調査を実施（全都道府県から回答あり）

1 「施設整備計画」の知事認定件数

| | H27年度 | | H28年度 | | H29年度 | | H30年度 | | H31/R元年度 | | R2年度 | | 合計 | | | R3年度(見込み含む) | | |
|-------------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-------------|-----------|----------|-------------|-----------|----------|
| | 認定 企業数 | 認定 件数 | 該当都道 府県数 | 認定 企業数 | 認定 件数 | 該当都道 府県数 | 認定 企業数 | 認定 件数 |
| | 移転型 | 5 | 5 | 9 | 9 | 3 | 3 | 12 | 12 | 6 | 6 | 7 | 7 | 16 | 42 | 42 | 10 | 10 |
| 拡充型 | 72 | 72 | 69 | 69 | 70 | 70 | 87 | 87 | 71 | 71 | 57 | 57 | 44 | 424 | 425 | 27 | 53 | 53 |
| 知事認定 件数計 | 77 | 77 | 78 | 78 | 73 | 73 | 99 | 99 | 77 | 77 | 64 | 64 | 44 | 465 | 466 | 29 | 63 | 63 |

【注】表中の数値は、それぞれの項目で実数を記入しているため計数が一致しない場合がある。

2 認定した「施設整備計画」における増加雇用予定者数

| | H27年度～R3年度計 | |
|----------------------|-------------|-------------|
| | 該当都道府県数 | 増加雇用予定者数(人) |
| 移転型 | 17 | 914 |
| うち東京23区からの 転勤予定者数 | 17 | 678 |
| 拡充型 | 44 | 12,818 |
| 増加雇用予定者数計 | 44 | 13,732 |

【注】表中の数値は、それぞれの項目で実数を記入しているため計数が一致しない場合がある。

【注】上記1におけるH27～H30年度及びR元年度において認定済の「施設整備計画」に係る増加雇用予定者数を記入（「集中地域以外の地域にある事業所の従業者数」における終了時と申請時の差）